

議案第 69 号

松阪市ハートフルみくも条例の一部改正について

松阪市ハートフルみくも条例（平成 20 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市ハートフルみくも条例の一部を改正する条例

松阪市ハートフルみくも条例（平成 20 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 12 条の見出し中「の納付」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 ハートフルみくも保健福祉センターの利用料金は、無料とする。ただし、第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる各事業の対象となる者以外の者が利用するときは、別表第 3 に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第 12 条に次の 1 項を加える。

- 3 ハートフルみくも（ハートフルみくも保健福祉センターを除く。）の利用料金は、別表第 4 に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第 14 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

ハートフルみくもの利用時間

施設の名称		利用時間
松阪市ハートフルみくも 保健福祉センター	ホール、遊戯室	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
	栄養指導室、いこいの間 1、いこいの間 2、しょうぶの間、相談室、ボランティアルーム、会議室 1、会議室 2、会議室 3、健康教育室	午前 9 時から午後 5 時まで
松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター		午前 9 時から午後 9 時まで
松阪市ハートフルみくもテニスコート		
松阪市ハートフルみくもパターゴルフ場		
松阪市ハートフルみくも多目的広場		

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 12 条関係)

ハートフルみくも保健福祉センターの基本利用料金

施設の名称等		時間区分	
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで
松 阪 市 ハ ー ト フ ル み く も 保 健 福 祉 セ ン タ ー	栄養指導室	1,970 円	2,520 円
	いこいの間 1	3,930 円	5,130 円
	いこいの間 2	3,160 円	4,110 円
	しょうぶの間	970 円	1,180 円
	相談室	900 円	1,100 円
	ボランティアルーム	940 円	1,150 円
	会議室 1	940 円	1,150 円

	会議室 2	940 円	1,150 円
	会議室 3	2,260 円	2,910 円
	健康教育室	2,260 円	2,910 円

備 考

2つ以上の連続する時間区分を利用する場合は、それぞれの時間区分にかかわらず、当該時間区分の間の時間についても、利用することができる。この場合における利用料金は、それぞれの時間区分の欄に規定する金額の合計額とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第12条関係）

ハートフルみくも（ハートフルみくも保健福祉センターを除く。）の基本利用料金

施設の名称等				時間区分		
				午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
松 阪 市 ハ ー ト フ ル み く も ス ポ ー ツ 文 化 セ ン タ ー	ア リ ー ナ	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	冷暖房なし	3,300 円	3,300 円	3,300 円
			冷暖房あり	6,600 円	8,250 円	6,600 円
		入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	冷暖房なし	49,500 円	49,500 円	49,500 円
			冷暖房あり	54,450 円	56,100 円	54,450 円
	楽屋（1室当たり）			1,650 円	2,060 円	1,810 円
	会議室			2,220 円	2,580 円	2,220 円
	相談室			1,650 円	2,060 円	1,810 円
	ミーティングルーム			1,650 円	2,060 円	1,810 円
	グランドピアノ			1 回 5,500 円（調律は利用者負担）		
	アスレチックジム			会員 8,200 円（年会費。年度途中は月 820 円）		

松阪市ハートフルみくも多目的広場	790 円	820 円	790 円
松阪市ハートフルみくもパターゴルフ場（1 ラウンド）	490 円		820 円
松阪市ハートフルみくもテニスコート（1 面・1 時間当たり）	490 円		820 円

#### 備 考

- 1 アリーナを利用する場合において、利用面積がアリーナの床面積の 2 分の 1 以下のときは、当該利用料金の 2 分の 1 に相当する額とする（10 円未満切捨て）。
- 2 アリーナの入場料等を徴収する場合の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の利用料金は、この表に定める利用料金の 20 パーセント増とする。
- 3 アリーナの入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 4 アスレチックジムの中学生の利用については、保護者又はそれに代わる者が同伴すること。また、小学生以下の利用は不可とする。
- 5 テニスコートの中学生以下の利用については、利用料金は半額とする（10 円未満切捨て）。
- 6 テニスコートの小学生以下の利用については、保護者又はそれに代わる者が同伴すること。
- 7 2 つ以上の連続する時間区分を利用する場合は、それぞれの時間区分にかかわらず、当該時間区分の間の時間についても、利用することができる。この場合における利用料金は、それぞれの時間区分の欄に規定する金額の合計額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の第 14 条、別表第 3 及び別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。